

にかほ市公告第 11 号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第5条第1項の規定に基づく大規模小売店舗の新設に関する届出があったので、同法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり公告し、関係書類を縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗の周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する場合は、同法第8条第2項の規定により、縦覧期間終了の日までに市に対し意見書を提出し、これを述べることができる。

令和5年4月3日

にかほ市長 市川 雄次

1 届出事項の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 道の駅象潟ねむの丘・にかほ市観光拠点センターにかほっと・アウトドア拠点施設
所在地 にかほ市象潟町字大塩越 73-2 外

(2) 大規模小売店舗の設置者及び小売業を行う者の名称及び所在地

設置者 にかほ市 市長 市川 雄次 秋田県にかほ市象潟町字浜ノ田 1
小売業を行うもの

氏名(名称)	代表者(法人の場合)	住所
土田水産株式会社	代表取締役 土田 豊	秋田県にかほ市象潟町字浜山 126-28
齋藤 宏	-	秋田県にかほ市本郷字谷地田 53-1
兄弟屋株式会社	代表取締役 高橋 裕一	秋田県にかほ市象潟町字浜山 154
株式会社 秋田物産センター	代表取締役社長 池田 光輝	秋田県にかほ市金浦字下谷地 50-2
にかほ市観光開発株式会社	代表取締役 市川 雄次	秋田県にかほ市金浦字中谷地 20-1
株式会社モンベル	代表取締役 辰野 勇	大阪府大阪市西区新町二丁目 2-2

(3) 大規模小売店舗の新設をする日

令和5年12月4日

(4) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
2,950㎡

(5)大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

①駐車場の位置及び収容台数

施設名	位置	収容台数
駐車場1	A 棟東側(添付図4参照)	43
駐車場2	B 棟・C 棟東側(添付図4参照)	79
駐車場3	計画地南側隔地(添付図5参照)	6
駐車場4	計画地南側隔地(添付図5参照)	4
合 計		132

②駐輪場の位置及び収容台数

施設名	位置	収容台数
駐輪場	A 棟北側(添付図4参照)	5
合 計		5

③荷捌き施設の位置及び面積

施設名	位置	施設面積(㎡)
荷捌き施設1	A 棟南側(添付図4参照)	81
荷捌き施設2	A 棟南側(添付図4参照)	66
荷捌き施設3	A 棟西側(添付図4参照)	48
荷捌き施設4	A 棟西側(添付図4参照)	54
荷捌き施設5	B 棟西側(添付図4参照)	30
荷捌き施設6	C 棟東側(添付図4参照)	50
合 計		329

④廃棄物等の保管場所の位置及び容量

施設名	位置	施設容量(㎡)
廃棄物等保管施設 1	A 棟内南西側(添付図4参照)	0.2
廃棄物等保管施設 2	A 棟内南西側(添付図4参照)	0.2
廃棄物等保管施設 3	A 棟内南西側(添付図4参照)	0.2
廃棄物等保管施設 4	A 棟内南西側(添付図4参照)	0.2
廃棄物等保管施設 5	A 棟内南西側(添付図4参照)	0.2
廃棄物等保管施設 6	A 棟内南東側(添付図4参照)	0.2

廃棄物等保管施設 7	A 棟内南東側(添付図4参照)	0.2
廃棄物等保管施設 8	A 棟内南東側(添付図4参照)	0.2
廃棄物等保管施設 9	A 棟内南東側(添付図4参照)	0.2
廃棄物等保管施設 10	A 棟内西側(添付図4参照)	0.8
廃棄物等保管施設 11	A 棟内西側(添付図4参照)	0.2
廃棄物等保管施設 12	A 棟内西側(添付図4参照)	0.2
廃棄物等保管施設 13	A 棟内北側(添付図4参照)	0.2
廃棄物等保管施設 14	A 棟内北側(添付図4参照)	0.2
廃棄物等保管施設 15	A 棟内北側(添付図4参照)	0.2
廃棄物等保管施設 16	B 棟内南西側(添付図4参照)	6
廃棄物等保管施設 17	B 棟内南西側(添付図4参照)	2
廃棄物等保管施設 18	C 棟内北側(添付図4参照)	10
合 計		21.6

(6)大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

①大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

小売業者	開店時刻	閉店時刻
全ての小売業者	9:00	21:00

②来客が駐車場を利用することができる時間帯

施設名	開店時刻	閉店時刻
全ての駐車場	8:30	21:30

③駐車場の出入口の数及び位置

施設名	出入口の数	位置
駐車場 1	2 箇所	添付図4参照、No.1 出入口、No.2 出入口
駐車場 2	3 箇所	添付図4参照、No.3 出入口、No.4 出口、No.5 出入口
駐車場 3	2 箇所	添付図4参照、No.6 出入口、No.7 出入口
駐車場 4	1 箇所	添付図4参照、No.8 出入口
合 計	8 箇所	

④荷捌き施設において荷捌きを行うことができる時間帯

施設名	荷捌き可能時間帯
全ての荷捌き施設	6:00~21:00

2 届出年月日

令和5年4月3日

3 関係書類の縦覧場所及び期間

(縦覧場所)にかほ市商工観光部商工政策課(市役所象潟庁舎内)

(縦覧期間)令和5年4月3日から令和5年8月2日まで

4 意見書の提出先

にかほ市商工観光部商工政策課(市役所象潟庁舎内)

にかほ市象潟町字浜ノ田1番地

5 意見書に添付する書面に記載すべき事項

- (1) 意見を述べる者の氏名及び住所
- (2) 意見の対象となる大規模小売店舗の名称
- (3) 意見を述べる理由